

岐阜県公報

号外(一) 平成二十一年三月十八日

目次

岐阜県地域活性化・生活対策基金条例	(地域振興課)	二
岐阜県消費者行政活性化基金条例	(環境生活政策課)	三
岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例	(保健医療課)	三
岐阜県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	四
岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例	(子ども家庭課)	四
岐阜県ふるさと雇用再生特別基金条例	(労働雇用課)	五
岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例	(同)	六

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県地域活性化・生活対策基金条例(条例第一号)
 - 一 県内における地域活性化、生活基盤の確保等に資する事業に要する資金に充てるため、岐阜県地域活性化・生活対策基金を設置することとした。(本則関係)
 - 二 この条例は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則第二項関係)
 - 三 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県消費者行政活性化基金条例(条例第三号)
 - 一 県又は市町村が実施する消費生活相談窓口の機能強化等を図る事業に要する資金に充てるため、岐阜県消費者行政活性化基金を設置することとした。(本則関係)
 - 二 この条例は、平成二十四年二月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則第二項関係)
 - 三 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例(条例第四号)
 - 一 妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るために市町村が実施する事業に要する資金に充てるため、岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金を設置することとした。(本則関係)
 - 二 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則第二項関係)
 - 三 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県障害者自立支援対策臨時特例基金条例(条例第五号)
 - 一 岐阜県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置の目的に福祉・介護人材の確保

を加えることとした。(第一項関係)

二 岐阜県障害者自立支援対策臨時特別基金の存続の期限を平成二十二年三月三十一日から平成二十四年二月三十一日まで延長することとした。(附則第二項関係)

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県子育て支援対策臨時特別基金条例(条例第六号)

一 保育所の緊急的な整備、新たな保育需要への対応等子どもを安心して育てることができるとする体制整備を行うための事業に要する資金に充てるため、岐阜県子育て支援対策臨時特別基金を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則第二項関係)

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県ふるさと雇用再生特別基金条例(条例第七号)

一 県内における求職者等を雇い入れて行う安定的な雇用機会の創出を図るための事業に要する資金に充てるため、岐阜県ふるさと雇用再生特別基金を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二十四年六月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則第二項関係)

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特別基金条例(条例第八号)

一 県内における非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用及び就業機会の創出を図るための事業に要する資金に充てるため、岐阜県緊急雇用創出事業臨時特別基金を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二十四年六月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則第二項関係)

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県地域活性化・生活対策基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二号

岐阜県地域活性化・生活対策基金条例

(設置)

第一条 県内における地域活性化、生活基盤の確保等に資する事業に要する資金に充てるため、岐阜県地域活性化・生活対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第

四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に
対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等
に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県消費者行政活性化基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三号

岐阜県消費者行政活性化基金条例

(設置)

第一条 県又は市町村が実施する消費生活相談窓口の機能強化等を図る事業に要する資
金に充てるため、岐阜県消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。
(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(基金の経理)

第三条 基金の経理は、地方消費者行政活性化交付金により造成した部分とそれ以外の
部分を区別して行うものとする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により
保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることがで
きる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入
するものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利
率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十
四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八
年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融
機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預
金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第
四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に
対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等
に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四号

岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例

(設置)

第一条 妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るために市町村が実施する事業に要する資金に充てるため、岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（目的外の取崩し）

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五号

岐阜県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「運用」の下に「及び福祉・介護人材の確保」を加える。

附則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六号

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例

（設置）

第一条 保育所の緊急的な整備、新たな保育需要への対応等子どもを安心して育てることができる体制整備を行うための事業に要する資金に充てるため、岐阜県子育て支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県ふるさと雇用再生特別基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七号

岐阜県ふるさと雇用再生特別基金条例

(設置)

第一条 県内における求職者等を雇い入れて行う安定的な雇用機会の創出を図るための事業に要する資金に充てるため、岐阜県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積み立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

(設置)

第一条 県内における非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用及び就業機会の創出を図るための事業に要する資金に充てるため、岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十

四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。

平成二十一年三月十八日印刷
平成二十一年三月十八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一號
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)